

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、特定非営利活動法人すずかぜ工房から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和７年８月１日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 契約の件名

婦中機械工業センター排水管用地内除草業務委託

２ 随意契約を締結した課室の名称

商工労働部企業立地課

３ 契約の相手方を決定した日

令和７年７月２５日

４ 契約の相手方の住所及び名称

富山市城村１４７番地３

特定非営利活動法人すずかぜ工房

５ 契約金額

１７，６００円

６ 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。